



# 空き店舗への

# 新規出店を応援します!!

町では、空き店舗の有効活用を促進し、商店街のにぎわいづくりにつなげるため、新規に出店する店舗の改装に要する経費の一部を補助します。

## ◆対象事業者（個人又は法人）

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 2年以上の継続営業であること。② 納めるべき税金や保険料などの滞納していないこと。（直近3カ年）
- ③ 1日5時間以上（夜間のみ営業は対象外）かつ週4日以上営業であること。
- ④ 出店区域において商店会団体等組織の構成員となり、地域のイベント等に積極的に参加すること。

※ 既に営業している事業者が町内で移転する場合は、新規出店とはみなしません。

## ◆対象事業

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 小売業、サービス業及びコミュニティビジネス（IT関連含む。）を営むための改装工事であること。
- ② 改装工事のすべてが町内に本店を有する事業者の施工であること。

※ ①、②を満たす場合でも、次に該当する場合は、【対象外】となります。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」である場合
- ・ 空き店舗の所有者が出店者本人又はその3親等内の親族等である場合
- ・ 政治活動である場合
- ・ 宗教活動である場合

## ◆対象経費

- ① 内装工事 ② 外装工事 ③ 給排水衛生設備工事 ④ 空調設備工事
- ⑤ サイン工事及び電気・照明工事など建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む。）

※ 対象となる工事、ならない工事がございますので、まずはご相談ください。

## ◆補助金額

【新規事業者】対象経費の3分の2以内の額 上限100万円

【既存事業者】対象経費の2分の1以内の額 上限50万円

## 補助金交付スケジュール

申請受付

随時受付

交付決定

審査結果（可・不可）  
を通知

工事着手

決定通知後に工事業者と契約し、  
平成30年度内に工事完了

補助金の交付

請求書提出後  
補助金の交付

確定

報告書など書類や  
現地確認後に確定

実績報告

事業が完了した日から30日以内  
又は平成31年4月20日のいずれか早い日まで

★ 申請前にまずはご相談ください。交付対象となることが確認できた後に、それぞれのケースに応じた申請書類をお渡しいたします。

詳しくは、右記または町のホームページでご確認ください。

【問合せ・申込み】

三戸町役場 まちづくり推進課

電話：0179-20-1111

（内線2236）

三 戸 町

検索